登録番号　柏保第　834　号

毒物劇物一般販売業登録票

氏　　名
（法人にあっては名称）　早坂理工株式会社

店舗の所在地　柏市若柴１６７番地柏の葉キャンパス１４９街区３KOIL BASE ３０１

店舗の名称　早坂理工株式会社柏の葉オフィス

毒物及び劇物取締法第４条の規定により登録を受けた毒物劇物の一般販売業者であることを証明する。

令和　8　年　10　月　15　日

柏市長　　太田　和美

有効期間　令和　8　年　10　月　19　日から
令和　14　年　10　月　18　日まで

（教示）
1　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，柏市長に対して審査請求をすることができます。
2　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，柏市を被告（代表者は柏市長）として，処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
3　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。